

2025年1月22日(水)

---

# 特定技能2号の基礎知識と 試験準備（建設、飲食料品製造業、 外食業）のポイント

---

**JITCO** 公益財団法人 国際人材協力機構

Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization

1	<b>特定技能2号の基礎知識</b>
1	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 特定技能2号の概要</li><li>➤ 特定技能2号における特定産業分野</li></ul>
2	<b>建設、飲食料品製造業、外食業の特定技能2号評価試験</b>
2	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 建設分野の試験、要件となる実務経験、スケジュール</li><li>➤ 飲食料品製造業分野、外食業分野の試験、要件となる実務経験、スケジュール</li><li>➤ 特定技能2号評価試験、技能検定試験の学習方法、まとめ</li></ul>
3	<b>JITCOのサービス</b>
4	<b>質疑応答</b>

## 特定技能2号の概要

# 特定技能2号の概要

## 特定技能の趣旨

中小・小規模事業者をはじめとした**深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野**において、**一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる**仕組みが構築された。

## 特定技能2号の概要

受入れ対象者(在留資格・活動内容・在留期間等)

項目	内容
在留活動	特定産業分野に属する <b>熟練した技能を要する業務に従事する活動</b>
在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新、 <u>上限なし</u>
技能水準	分野行政機関が定める試験等
日本語能力水準	試験等での確認は不要(漁業分野、外食業分野を除く)
家族の帯同	要件を満たせば可能(配偶者・子)
支援	支援の対象外

特定産業分野(受入れ対象分野)【11分野】

分野
ビルクリーニング
工業製品製造業 (機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理)
建設
造船・船用工業
自動車整備
航空
宿泊
農業
漁業
飲食料品製造業
外食業

### 特定技能1号のみの分野等

- 自動車運送業
- 鉄道
- 林業
- 木材産業
- 工業製品製造業  
(30の産業分類(繊維工業、プラスチック製品製造業、こん包業 など))

# ■ 特定技能2号 分野別・国籍別在留者数

出典:出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」よりJITCO作成  
 出典:出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数の公表等」よりJITCO作成

特定技能2号在留外国人数(令和6年9月末現在:速報値)

分野	人数
ビルクリーニング	2人
工業製品製造業	51人
建設	126人
造船・船用工業	50人
宿泊	2人
農業	57人
漁業	1人
飲食料品製造業	68人
外食業	51人
合計	408人

国籍別 特定技能2号在留外国人数(令和6年6月末現在)

分野	特定技能2号在留者								合計
	業務区分・国籍別								
	バトナム	中国	フィリピン	インドネシア	タイ	ネパール	ミャンマー	台湾	
工業製品製造業	14	7	0	2	0	0	0	0	23
建設	46	18	0	2	0	0	0	0	66
造船・船用工業	14	1	4	0	4	0	0	0	23
農業	10	5	2	2	0	1	0	1	21
飲食料品製造業	5	2	1	1	0	2	0	0	11
外食業	3	3	1	0	0	0	1	1	9
合計	92	36	8	7	4	3	1	2	153

# 特定技能2号 受験者数 合格者数

出典：出入国在留管理庁「外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組」、2024年12月上旬時点での試験実施機関ホームページより

分野	特定技能2号評価試験 試験結果								
	受験者			合格者			合格率		
ビルクリーニング	41			6			15%		
工業製品製造業 (旧 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業)	機械金属加工	電気電子機器組立て	金属表面処理	機械金属加工	電気電子機器組立て	金属表面処理	機械金属加工	電気電子機器組立て	金属表面処理
	1,293	260	29	768	144	5	59.3%	55.3%	17.2%
建設	土木	建築	ライフライン・設備	土木	建築	ライフライン・設備	土木	建築	ライフライン・設備
	1,365	1,707	302	201	280	41	14.7%	16.4%	13.6%
造船・船用工業	87			81			93.1%		
自動車整備	67			3			4%		
航空				-					
宿泊 国内(国外(ベトナム))	124(1)			74(0)			59.6%(0%)		
農業	耕種農業全般		畜産農業全般	耕種農業全般		畜産農業全般	耕種農業全般		畜産農業全般
	1,659		403	511		227	30.8%		56.3%
漁業	漁業		養殖	漁業		養殖	漁業		養殖
	31		52	7		19	22.5%		36.5%
飲食料品製造業	2,052			1,059			52%		
外食業	1,016			535			53%		
合計	10,489			3,961			37%		

# 2号特定技能外国人の要件

## 特定技能1号、2号共通の基準

- ① 18歳以上であること(日本に上陸する時点において)
- ② 健康状態が良好であること
- ③ 退去強制令書の執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府等が発行した旅券を所持すること
- ④ 申請人、配偶者、直系・同居親族、その他申請人と密接な関係者について保証金の徴収など財産管理されず契約不履行について違約金を定める契約等がなく、かつ、締結の見込みがないこと
- ⑤ 契約の取次ぎ、活動の準備のために外国の機関に費用負担がある場合は、費用の額・内訳を十分に理解して外国の機関との間で合意していること
- ⑥ 送出し国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
- ⑦ 食費、居住費等外国人が定期的に負担する費用について、その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり、明細書その他の書面が提示されること
- ⑧ 分野に特有の基準に適合する(※分野所管省庁の定める告示で規定)こと

## 特定技能2号のみの基準

- 熟練した技能について試験その他の評価方法で証明されていること
- 技能実習に従事していたときは、当該活動で修得、習熟、熟達した技能等を本国移転に努めるものと認められること

# 特定技能所属機関の要件(雇用契約の内容)

- ① 産業上の分野等を定める省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること  
原則、労働日数が週5日以上かつ年間217日以上であって、かつ、週労働時間が30時間以上であることをいう。
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること(特定産業分野(農業・漁業)のみ。)
- ⑦ 特定技能外国人が特定技能雇用契約の終了後に帰国する際の帰国費用については本人負担が原則だが、当該外国人がその帰国費用を負担できない場合は、特定技能所属機関が帰国費用を負担すること。
- ⑧ 特定技能所属機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

## 雇用契約の適正な履行確保のために企業自体に規定された要件

- ① 労働関係法令、社会保険関係法令及び租税関係法令を**遵守**していること
- ② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を**非自発的**に離職させていないこと
- ③ 1年以内に特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により**行方不明者**を発生させていないこと
- ④ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと(次頁参照)
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から**1年以上**備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が**保証金**の徴収等をされていることを特定技能所属機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入れ機関が**違約金**を定める契約等を締結していないこと
- ⑧ 労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、**適当と認められる者**であるほか、派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑨ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑩ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること(安定した**財政的基盤**を有していること)
- ⑪ 報酬を預貯金**口座への振込**等により支払うこと  
預貯金口座への振込み以外の支払い方法をとった場合には、じ後に出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けなければならない。
- ⑫ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

# 特定技能雇用契約の適正な履行基準に係る欠格事由 (法第2条の5第3項)

条文※	欠格事由	欠格期間
2条1項 4号-イ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	5年
2条1項 4号-ロ	労働基準法等の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	5年
2条1項 4号-ハ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	5年
2条1項 4号-ニ	健康保険法等の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	5年
2条1項 4号-ホ	精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
2条1項 4号-ヘ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
2条1項 4号-ト	技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者	5年
2条1項 4号-チ	技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合(同項第3号の規定により実習認定を取り消された場合については当該法人がロ又は二に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。)において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの	5年
2条1項 4号-リ	<p>特定技能雇用契約の締結の前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者</p> <p>a: 外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為 b: 外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為 c: 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為 d: 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為 e: aからdまでに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為</p> <p>f: 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為</p> <p>g: 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為</p> <p>h: 外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他の当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と特定技能雇用契約を締結する行為</p> <p>i: 入管法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為</p> <p>j: 入管法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出又は提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p> <p>k: 入管法第19条の21第1項の規定による処分に違反する行為</p>	5年
2条1項 4号-ヌ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)	5年
2条1項 4号-ル	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの	
2条1項 4号-ロ	法人であって、その役員のうちイからルのいずれかに該当する者があるもの	
2条1項 4号-ワ	暴力団員等がその事業活動を支配する者	

## 定期届出

### 受入れ・活動状況に係る届出書(参考様式3-6号)

- 特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等
- 特定技能外国人の報酬を決定するに当たり比較対象者とした従業員に対する報酬の支払い状況
- 所属する従業員数、特定技能外国人と同一の業務に従事する者の新規雇用者数、離職者数、行方不明者数等
- 社会保険の適用の方法及び特定技能外国人の安全衛生に関する状況
- 特定技能外国人の受入れに要した費用の額及びその内訳
- 四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に提出

※届出によっては、届出書その他、別紙や他様式など添付書類も合わせて提出する。

※届出は地方出入国在留管理局へ提出(郵送又は持参)するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用する。

### 定期の届出提出時期

四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に届け出る

第1四半期 1/1～3/31  
第2四半期 4/1～6/30  
第3四半期 7/1～9/30  
第4四半期 10/1～12/31

※その他、変更等生じた場合は随時届け出る

出入国在留管理庁  
届出について



## 随時届出

### ①特定技能雇用契約に係る届出書(参考様式第3-1-1号/第3-1-2号)

- 契約の変更、終了、新たな契約を締結した時
- 14日以内に提出

### ②受入れ困難に係る届出書(参考様式第3-4号)

- 受入れが困難となった時
- 当該事由が生じた日から14日以内に提出

### ③出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為(不正行為)に係る届出書(参考様式第3-5号)

- 不正行為等を認知して14日以内に提出

- 特定技能外国人を雇用するときは、「届出」が義務付けられている。
- 郵便・持参、電子届出で地方出入国在留管理局へ届け出る。
- 届出が適正に履行されていない場合、特定技能所属機関が引き続き特定技能外国人を受け入れることができなくなることがある点に注意する。

# 2号特定技能外国人のサポート(1号特定技能外国人支援計画 関連)

	特定技能1号
事前ガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、<b>十分に理解することができる言語</b>で対面・テレビ電話等で説明</li> </ul>
出入国する際の送迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>入国時に空港等と事業所又は住居への送迎・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行</li> </ul>
住居確保・生活に必要な契約支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>連帯保証人になる・社宅を提供する等・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助</li> </ul>
生活オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の<b>十分に理解することができる言語</b>で説明</li> </ul>
公的手続等への同行	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助</li> </ul>
日本語学習の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等</li> </ul>
相談・苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が<b>十分に理解することができる言語</b>での対応、内容に応じた 必要な助言、指導等</li> </ul>
日本人との交流促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等</li> </ul>
転職支援(人員整理等の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供</li> </ul>
定期的な面談・行政機関への通報	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報</li> </ul>

## 特定技能2号

**①事前ガイダンス**  
・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



**②出入国する際の送迎**  
・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎  
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



**③住居確保・生活に必要な契約支援**  
・連帯保証人になる・社宅を提供する等  
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



**④生活オリエンテーション**  
・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



**⑤公的手続等への同行**  
・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



**⑥日本語学習の機会の提供**  
・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



**⑦相談・苦情への対応**  
・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



**⑧日本人との交流促進**  
・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



**⑨転職支援(人員整理等の場合)**  
・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



**⑩定期的な面談・行政機関への通報**  
・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



支援義務なし



- 2号特定技能外国人やその配偶者・子
- 日本で就労・日常生活・社会生活
- 企業や地域と連携して単独で、日本の法令を順守し、在留していくことになる


「個人や企業にあった支援の必要性を事前に検討する」

# 2号特定技能外国人のサポート(1号特定技能外国人支援計画 関連) JITCO

2号特定技能外国人に支援の義務はないが、2号特定技能外国人や配偶者・子が、就労・日常生活・社会生活上で日本の法令を順守し、安心して生活することを目的として、必要に応じた個別のサポートを十分に理解することができる言語等で対面やオンラインを用いて実施することが考えられる。

※本表はJITCO作成の一例です

就労	入国・在留手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 在留資格に関する手続(期間更新等)、契約機関に関する届出、在留カードの管理</li> </ul>
	雇用・労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 在留資格で定められた活動(特定技能2号、家族滞在(資格外活動))、産前産後休業・育児休業の取得、退職(転職先の探し方)、出入国・労働関係法令の遵守</li> <li>➢ 社会保険・労働保険への加入</li> </ul>
日常生活	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日本語学習(地域の日本語教室を活用)、日本の教育制度</li> </ul>
	日常生活におけるルール・習慣	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域の生活ルール、銀行口座の管理、携帯電話の契約、公共交通の利用方法、感染症の予防</li> </ul>
	住居	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 住居の提供、契約時のサポート</li> </ul>
	緊急・災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 救急、消防、警察への連絡、災害時の避難</li> </ul>
	出産・子育て	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 妊娠、出産前後の手続き、出産費用と各種手当、育児(保育所)</li> </ul>
	医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 健康保険・国民健康保険の加入、保険料、給付</li> <li>➢ 薬局、ドラッグストアの利用</li> </ul>
社会生活	市区町村での手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 必要な届出(引越し・婚姻・離婚等)、マイナンバーカードの管理</li> </ul>
	交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 運転免許の取得・更新、自動車の登録、自動車保険、自転車の交通ルール等</li> </ul>
	年金・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 年金の加入、介護保険制度、障害福祉や生活保護の情報提供</li> </ul>
	税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 所得税(確定申告、扶養控除等)、住民税、消費税、自動車税、自動車重量税、固定資産税の徴収に関する仕組みの理解</li> </ul>
	相談先	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 出入国在留管理局、労働基準監督署、外国人在留支援センター、国際交流協会等の案内</li> </ul>

出入国在留管理庁「生活・就労ガイドブック」はこちら



左記表以外に、日本人との交流支援補助や、最新の社会情勢に対応する情報提供が考えられます。



# 2号特定技能外国人のサポート(1号特定技能外国人支援計画 以外) JITCO

※本表はJITCO作成の一例です

	特定技能1号	特定技能2号
在留諸申請・取次	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入れ企業、行政書士、弁護士による書類作成</li> <li>受入れ企業、登録支援機関による申請の取次</li> </ul>	本人申請(取次資格を持つ受入れ企業の取次)、行政書士、JITCOの取次等
随時届出/定期届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録支援機関による書類作成補助</li> <li>受入れ企業による書類作成、届出</li> </ul>	受入れ企業による書類作成、届出
協議会/関係機関手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入れ企業、登録支援機関(分野による)による手続き、報告</li> </ul>	受入れ企業による手続き、報告
一時帰国、医療機関の受診等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時帰国は有給(有給がなければ無給)</li> <li>受入れ企業、登録支援機関の付き添いによる受診</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時帰国は有給(有給がなければ無給)</li> <li>本人が受診、受入れ企業の付き添いによる受診</li> </ul>
家族滞在、キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族の帯同(配偶者・子)不可、キャリアアッププランの提示(飲食料品製造業・外食業)</li> <li>キャリア形成として、特定技能2号評価試験への合格、実務経験の蓄積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族の帯同(配偶者・子)可能、キャリアアッププランの提示(飲食料品製造業・外食業)</li> <li>キャリア形成として、企業内規程による国家資格取得などがあり得る</li> </ul>

## <特定技能2号を受け入れる(予定含む)方々の声>

- 2号特定技能外国人からの相談が多いのは、「家族滞在の申請方法」、「永住許可手続き」に関することです。入管庁のホームページを案内後、送付機関による査証申請を案内しています。
- 受入れ企業からの相談は、「在留期間更新許可申請の手続き」について、書類の作成方法や手続き方法の問い合わせを受けました。入管庁ホームページを案内し申請をしました。
- 日本語の支援について、2号特定技能外国人は支援の義務がないので、日本で生活する上で、日本人以上に多くの個別具体的な情報が必要です。特に、「日本語」は配偶者や子の暮らしを支える根幹であり、教育は将来のためにも非常に重要になると思います。

受入機関



出典:出入国在留管理庁「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」よりJITCO作成

# 特定技能1号と特定技能2号の比較

出典: 出入国在留管理庁「特定技能外国人の受入れに関する運用要領」よりJITCO作成

	特定技能1号	特定技能2号
活動目的	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
対象分野	16分野(介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業)	11分野(ビルクリーニング、工業製品製造業(機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理)、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業)
在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新(通算で上限5年まで)	3年、1年又は6か月ごとの更新(更新回数に制限なし)
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能(配偶者、子)
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外
定期・随時届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>四半期ごとに定期届出を提出</li> <li>雇用契約の変更時等に随時届出あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>四半期ごとに特定技能1号同様に定期届出、随時届出あり</li> <li>支援に関する届出なし</li> </ul>
在留諸申請/取次	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入れ企業、登録支援機関による申請の取次</li> <li>在留期間更新許可(通算5年まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が申請する(取次証があれば企業取次、JITCO、行政書士等の取次利用可能)</li> <li>在留期間更新許可申請(更新回数に制限なし)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>転職可能</li> <li>受入れ人数枠に算入できない(建設・介護)</li> <li>受入れ見込み数82万人(5年間の上限)</li> <li>送出国機関、送出国手続きあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>転職可能</li> <li>受入れ人数枠に算入できる(建設)</li> <li>受入れ人数に制限はない(特定技能2号の総数に上限はない)</li> <li>送出国機関、送出国手続きは、送出国大使館や送出国機関へ相談</li> </ul>

# 在留資格「家族滞在」(参考)

## 在留資格「家族滞在」

### ● 在留資格に該当する活動

「教授、芸術、宗教、報道、二の表の高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、**特定技能2号**、三の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動。

該当例としては、**在留外国人が扶養する配偶者・子。**」

### ● 在留期間

法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

### ● 資格外活動

1週について28時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行う場合は、資格外活動の包括許可が必要となります。



詳細はこちら：  
出入国在留管理庁「在留資格「家族滞在」」



「家族滞在」に係る提出書類一覧（在留資格 認定証明書交付申請用）

No.	必要書類	提出の要否	チェックボックス
1	在留資格認定証明書交付申請書	○	
2	写真(縦4cm×横3cm) ※申請前6か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。 ※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付してください。	○	
3	返信用封筒 (定形封筒に宛名及び宛先を明記の上、必要な額の郵便切手(簡易書留用)を貼付したもの) ※申請結果(在留資格認定証明書等)の返送に使用するものです。	○	
4	次のいずれかで、申請人と扶養者との身分関係を証する文書 (1)戸籍謄本 (2)婚姻届受理証明書 (3)結婚証明書(写し) (4)出生証明書(写し) (5)上記(1)~(4)までに準ずる文書	○	
5	扶養者の在留カード又は旅券の写し	○	
6	扶養者の職業及び収入を証する文書 (1)扶養者が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行っている場合 a.在職証明書又は営業許可書の写し等 ※扶養者の職業がわかる証明書を提出してください。 b.住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの) ※1月1日現在お住まいの市区町村の区役所・市役所・役場から発行されます。 ※1年間の総所得及び納税状況(税金を納めているかどうか)の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。 (2)扶養者が上記(1)以外の活動を行っている場合 a.扶養者名義の預金残高証明書又は給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書 b.上記aに準ずるもので、申請人の生活費用を支弁することができることを証するもの	○	

## 永住許可に関するガイドライン

### 永住許可(入管法22条)

永住許可は、在留資格を有する外国人が永住者への在留資格の変更を希望する場合に、法務大臣が与える許可であり、在留資格変更許可の一種と言えます。

- 永住許可を受けた外国人は、「永住者」の在留資格により我が国に在留することになります。在留資格「永住者」は、在留活動、在留期間のいずれも制限されないという点で、他の在留資格と比べて大幅に在留管理が緩和されます。このため、永住許可については、**通常の在留資格の変更よりも慎重に審査する**必要があることから、一般の在留資格の変更許可手続とは独立した規定が特に設けられています。

特定技能2号は、就労資格としての申請。

- 申請前に公開されているチェックリスト(永住許可申請セルフチェックシート【就労関係の在留資格の方】)を活用して、永住許可の要件に該当するか確認する。**



特定技能2号の方について  
申請の詳細はこちら  
出入国在留管理庁「永住許可申請3」



### 法律上の要件

#### (1) 素行が善良であること

法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること。

#### (2) 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること。

#### (3) その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

ア 原則として**引き続き10年以上本邦に在留している**こと。ただし、この期間のうち、**就労資格(在留資格「技能実習」及び「特定技能1号」を除く。)**又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する。

イ 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。**公的義務(納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務)を適正に履行していること。**

※ 公的義務の履行について、申請時点において納税(納付)済みであったとしても、当初の納税(納付)期間内に履行されていない場合は、原則として消極的に評価されます。

ウ 現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。

エ 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと。

※ ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、(1)及び(2)に適合することを要しない。また、難民の認定を受けている者、補完的保護対象者の認定を受けている者又は第三国定住難民の場合には、(2)に適合することを要しない。

## 特定技能2号における 特定産業分野

# 特定技能2号における特定産業分野の概要

分野	業務内容		技能水準(試験区分)	事業所の要件等(協議会などの加入義務がある等)		
			実務経験			
ビルクリーニング	建築物(住宅を除く)内部の清掃に、 <b>複数の作業員を指導</b> しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務		○ビルクリーニング分野 <b>特定技能2号評価試験</b> または ○ <b>技能検定1級</b> (ビルクリーニング) 建築物(住宅を除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者として <b>2年以上の実務経験</b>	1)建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録(以下「知事登録」という。)を受けた営業所(知事登録は営業所で取得する)。 2)特定技能外国人の業務内容が厚生労働省が公表している職務記述書に適合していること 3)厚生労働省が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員になり、協議会に対して必要な協力を行うこと。また、厚生労働省による調査、指導等に協力すること 4)協議会において協議が整った事項に関する措置を講ずること。		
工業製品製造業 (旧 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業)	機械金属加工	<b>複数の技能者を指導</b> しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理	○『製造分野 <b>特定技能2号評価試験</b> (機械金属加工)』及び『 <b>ビジネス・キャリア検定3級</b> (生産管理プランニング又は生産管理オペレーション)』 または ○ <b>技能検定1級</b> ( casting・鍛造・ダイカスト・機械加工・金属プレス加工・鉄工・工場板金・仕上げ・機械検査・機械保全・電気機器組立て・プラスチック成形・塗装・工業包装・金属熱処理) 日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における <b>3年以上の実務経験</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能外国人が従事する事業所において、<b>下記の日本標準産業分類に掲げる産業のうちいずれかの産業</b>(注)を行っていること</li> <li>経産省が組織する協議・連絡会の構成員となること(地方出入国在留管理局への申請前)</li> <li>経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること</li> <li>製造業分野の実務に従事させたときは、特定技能外国人からの求めに応じ、特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること</li> <li>下記の<b>特定技能1号および2号の日本標準産業分類の産業</b>を行っている受入れ事業所のみ。</li> </ul>		
	電気電子機器組立て	<b>複数の技能者を指導</b> しながら、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事し、工程を管理	○『製造分野 <b>特定技能2号評価試験</b> (電気電子機器組立て)』及び『 <b>ビジネス・キャリア検定3級</b> (生産管理プランニング又は生産管理オペレーション)』 または ○ <b>技能検定1級</b> (機械加工・仕上げ・機械検査・機械保全・電子機器組立て・電気機器組立て・プリント配線板製造・プラスチック成形・工業包装) 日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における <b>3年以上の実務経験</b>			
	金属表面処理	<b>複数の技能者を指導</b> しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理	○『製造分野 <b>特定技能2号評価試験</b> (金属表面処理)』及び『 <b>ビジネス・キャリア検定3級</b> (生産管理プランニング又は生産管理オペレーション)』 または ○ <b>技能検定1級</b> (めっき・アルミニウム陽極酸化処理) 日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における <b>3年以上の実務経験</b>			
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定技能1号および2号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           ①細分類2194 鋳型製造業(中子を含む)            ②小分類225 鉄素形材製造業            ③小分類235 非鉄金属素形材製造業            ④細分類2422 機械刃物製造業            ⑤細分類2424 作業工具製造業            ⑥細分類2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)            ⑦小分類245 金属素形材製品製造業            ⑧細分類2462 溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)            ⑨細分類2464 電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)            ⑩細分類2465 金属熱処理業            ⑪細分類2469 その他金属表面処理業(ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。)            ⑫小分類248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業            ⑬中分類25 はん用機械器具製造業(ただし、細分類2591消火器具・消火装置製造業を除く。)            ⑭中分類26 生産用機械器具製造業            ⑮中分類27 業務用機械器具製造業(ただし、小分類274医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類276武器製造業を除く。)            ⑯中分類28 電子部品デバイス電子回路製造業            ⑰中分類29 電気機械器具製造業(ただし、細分類2922内燃機関電装品 製造業を除く。)            ⑱中分類30 情報通信機械器具製造業            ⑲細分類3295 工業用模型製造業         </td> </tr> </tbody> </table>	特定技能1号および2号	①細分類2194 鋳型製造業(中子を含む) ②小分類225 鉄素形材製造業 ③小分類235 非鉄金属素形材製造業 ④細分類2422 機械刃物製造業 ⑤細分類2424 作業工具製造業 ⑥細分類2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く) ⑦小分類245 金属素形材製品製造業 ⑧細分類2462 溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く) ⑨細分類2464 電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く) ⑩細分類2465 金属熱処理業 ⑪細分類2469 その他金属表面処理業(ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。) ⑫小分類248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 ⑬中分類25 はん用機械器具製造業(ただし、細分類2591消火器具・消火装置製造業を除く。) ⑭中分類26 生産用機械器具製造業 ⑮中分類27 業務用機械器具製造業(ただし、小分類274医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類276武器製造業を除く。) ⑯中分類28 電子部品デバイス電子回路製造業 ⑰中分類29 電気機械器具製造業(ただし、細分類2922内燃機関電装品 製造業を除く。) ⑱中分類30 情報通信機械器具製造業 ⑲細分類3295 工業用模型製造業
特定技能1号および2号						
①細分類2194 鋳型製造業(中子を含む) ②小分類225 鉄素形材製造業 ③小分類235 非鉄金属素形材製造業 ④細分類2422 機械刃物製造業 ⑤細分類2424 作業工具製造業 ⑥細分類2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く) ⑦小分類245 金属素形材製品製造業 ⑧細分類2462 溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く) ⑨細分類2464 電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く) ⑩細分類2465 金属熱処理業 ⑪細分類2469 その他金属表面処理業(ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。) ⑫小分類248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 ⑬中分類25 はん用機械器具製造業(ただし、細分類2591消火器具・消火装置製造業を除く。) ⑭中分類26 生産用機械器具製造業 ⑮中分類27 業務用機械器具製造業(ただし、小分類274医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類276武器製造業を除く。) ⑯中分類28 電子部品デバイス電子回路製造業 ⑰中分類29 電気機械器具製造業(ただし、細分類2922内燃機関電装品 製造業を除く。) ⑱中分類30 情報通信機械器具製造業 ⑲細分類3295 工業用模型製造業						

2024/9/30に追加された繊維業などは含まれない。

# 特定技能2号における特定産業分野の概要 2

出典：出入国在留管理庁HP 「特定  
の分野に係る特定技能外国人受入れに  
関する運用要領」より

分野	業務内容		技能水準(試験区分)	事業所の要件等
			実務経験	
建設	土木	複数の建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事し、工程を管理	○建設分野 <b>特定技能2号評価試験</b> (土木) または ○ <b>技能検定1級</b> (型枠施工・コンクリート圧送施工・鉄筋施工・とび・ウエルポイント施工・鉄工(構造物鉄工作業)・塗装・さく井・造園) または ○ <b>技能検定単一等級</b> (路面標示施工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能外国人受入事業実施法人(一般社団法人建設技能人材機構:JAC)へ直接的又は間接的に加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守</li> <li>建設業法第3条第1項の許可</li> <li>建設キャリアアップシステムに登録</li> <li>国土交通省への報告は資格変更申請による特定技能1号からの移行のみ(認定計画のオンライン申請不要)</li> </ul>
			建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、 <b>工程を管理する者(班長)として</b> の実務経験(必要な年数については、試験区分ごとに国土交通省が別途定める。)	
	建築	複数の建設技能者を指導しながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事し、工程を管理	○建設分野 <b>特定技能2号評価試験</b> (建築) または ○ <b>技能検定1級</b> (型枠施工・左官・コンクリート圧送施工・かわらぶき・鉄筋施工・内装仕上げ施工・表装・とび・建築大工・建築板金・熱絶縁施工(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業)・石材施工・タイル張り・築炉・鉄工(構造物鉄工作業)・塗装・防水施工・建具製作・カーテンウォール施工・自動ドア施工・サッシ施工・ガラス施工・ブロック建築・樹脂接着剤注入施工・広告美術仕上げ・厨房設備施工) または ○ <b>技能検定単一等級</b> (枠組壁建築・エーエルシーパネル施工・バルコニー施工)	
	ライフライン・設備	複数の建設技能者を指導しながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理の作業等に従事し、工程を管理	○建設分野 <b>特定技能2号評価試験</b> (ライフライン・設備) または ○ <b>技能検定1級</b> (配管・建築板金・熱絶縁施工(保温保冷工事作業)・冷凍空気調和機器施工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省へのオンライン申請不要</li> <li>一般社団法人建設技能人材機構:JACの受入れ負担金なし</li> <li>2号特定技能外国人は受入れ人数枠に制限がない。</li> <li>2号特定技能外国人は常勤職員に含まれる。</li> </ul>
			建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、 <b>工程を管理する者(班長)として</b> の実務経験(必要な年数については、試験区分ごとに国土交通省が別途定める。)	<p>「一般社団法人建設技能人材機構(JAC) ホームページ 外国人受入れマニュアル Q&amp;A 特定技能2号について」よりJITCO作成</p> 

# 特定技能2号における特定産業分野の概要 3

分野	業務内容		技能水準(試験区分)	事業所の要件等
			実務経験	
造船・船用工業	造船	複数の作業員を指揮・命令・管理しながら船舶の製造工程の造船作業に従事	○造船・船用工業分野 <b>特定技能2号評価試験</b> (造船) または ○ <b>技能検定1級</b> (塗装・鉄工・とび・配管)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省が別に定めるところにより「<b>造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること</b>」の確認を受けた事業者</li> <li>国交省より「<b>造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること</b>」の確認を受けること(地方出入国在留管理局への申請前)</li> <li>国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における造船・船用工業分野に係る実務経験を証する書類を交付すること</li> <li>特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること</li> </ul>
			複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者として <b>2年以上</b> の実務経験	
	船用機械	複数の作業員を指揮・命令・管理しながら船用機械の製造工程の作業に従事	○造船・船用工業分野 <b>特定技能2号評価試験</b> (船用機械) または ○ <b>技能検定1級</b> (塗装・鉄工・仕上げ・機械加工・配管・鋳造・金属プレス加工・強化プラスチック成形・機械保全)	
			複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者として <b>2年以上</b> の実務経験	
	船用電気電子機器	複数の作業員を指揮・命令・管理しながら船用電気電子機器の製造工程の作業に従事	○造船・船用工業分野 <b>特定技能2号評価試験</b> (船用電気電子機器) または ○ <b>技能検定1級</b> (機械加工・電気機器組立て・金属プレス加工・電子機器組立て・プリント配線板製造・配管・機械保全)	
			複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者として <b>2年以上</b> の実務経験	
自動車整備	他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する一般的な業務	○自動車整備分野 <b>特定技能2号評価試験</b> または ○ <b>自動車整備士技能検定2級</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路運送車両法第78条第1項に基づく、<b>地方運輸局長の認証を受けた自動車特定整備事業場</b>であること</li> <li>国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における自動車整備分野に係る実務経験を証する書類を交付すること</li> </ul>	
		地方運輸局長の認証を受けた事業場における <b>3年以上</b> の実務経験(「自動車整備士技能検定2級」に合格した者を除く)		

# 特定技能2号における特定産業分野の概要 4

分野	業務内容		技能水準(試験区分)	事業所の要件等
			実務経験	
航空	空港グラ ンドハンド リング	社内資格等を有する指導者や チームリーダーとして、地上走 行支援業務、手荷物・貨物取 扱業務等に従事し、工程を管 理	○航空分野 <b>特定技能2号評価試験</b> (空港グランドハンドリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港管理者により空港管理規則に基づく当該空港における営業の承認等を受けた事業者若しくは航空運送業者</li> <li>国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、航空分野に係る実務経験を証明する書面を交付すること</li> </ul>
			空港グランドハンドリングの現場において <b>技能者を指導</b> しながら作業に従事した実務経験	
航空	航空機整 備	自らの判断により行う、機体、 装備品等の専門的・技術的な 整備業務等	○航空分野 <b>特定技能2号評価試験</b> (航空機整備) または ○ <b>航空従事者技能証明</b> のうち以下のいずれか 一等航空整備士(飛行機・回転翼航空機)、 二等航空整備士(飛行機・回転翼航空機)、 一等航空運航整備士(飛行機・回転翼航空機)、 二等航空運航整備士(飛行機・回転翼航空機)、 航空工場整備士(機体構造関係・ピストン発動機関係・タービン発 動機関係・プロペラ関係・計器関係・電子装備品関係・電気装備品 関係・無線通信機器関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空法に基づき国土交通大臣の認定を受けた航空機整備等に係る事業場を有する事業者若しくは当該事業者から業務の委託を受ける事業者</li> <li>国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、航空分野に係る実務経験を証明する書面を交付すること</li> </ul>
			航空機整備の現場において、専門的な知識・技量を要する作業を実施した <b>3年以上</b> の実務経験	
宿泊	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務		○宿泊分野 <b>特定技能2号評価試験</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業法第3条の旅館・ホテル営業の許可を受けていること 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する施設に該当しないこと</li> <li>国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>特定技能外国人からの求めに応じ、宿泊分野に関する実務経験を証明する書面を交付すること</li> <li>風俗営業法第2条第3項に規定する「接待」を行わないこと</li> </ul>
			宿泊施設において <b>複数の従業員を指導</b> しながら、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の業務に <b>2年以上</b> 従事した実務経験	

# 特定技能2号における特定産業分野の概要 5

分野	業務内容	技能水準(試験区分)		事業所の要件等
		実務経験		
農業	耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する <b>管理業務</b>	○2号農業 <b>技能測定試験</b> (耕種農業全般)	耕種農業の現場において <b>複数の従業員を指導</b> しながら作業に従事し、工程を管理する者としての <b>2年以上</b> の実務経験又は 耕種農業の現場における <b>3年以上</b> の実務経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>農業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約に係る実務経験を証明する書面(電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供すること</li> </ul>
		○2号農業 <b>技能測定試験</b> (畜産農業全般)	畜産農業の現場において <b>複数の従業員を指導</b> しながら作業に従事し、工程を管理する者としての <b>2年以上</b> の実務経験又は 畜産農業の現場における <b>3年以上</b> の実務経験	
漁業	漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)、 <b>操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</b>	○2号漁業 <b>技能測定試験</b> (漁業) 及び <b>日本語能力試験(N3以上)</b>	漁船法上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者 又は 作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての <b>2年以上</b> の実務経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること</li> </ul>
		○2号漁業 <b>技能測定試験</b> (養殖業) 及び <b>日本語能力試験(N3以上)</b>	漁業法及び内水面漁業の振興に関する法律に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者 又は 作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての <b>2年以上</b> の実務経験	

# 特定技能2号における特定産業分野の概要

6

出典：出入国在留管理庁HP 「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領」より

JITCO

分野	業務内容	技能水準(試験区分)	事業所の要件等
		実務経験	
飲食料品製造業	飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工及び安全衛生の確保)及び当該業務に関する <b>管理業務</b>	○ <b>飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験</b>	<p>特定技能外国人が従事する事業所が<b>日本標準産業分類に掲げる産業のうち、主として下記のいずれかの産業</b>を行っていること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中分類09 食料品製造業</li> <li>・小分類101 清涼飲料製造業</li> <li>・小分類103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)</li> <li>・小分類104 製氷業</li> <li>・細分類5621 総合スーパーマーケット(ただし、食料品製造を行うものに限る。)</li> <li>・細分類5811 食料品スーパーマーケット(ただし、食料品製造を行うものに限る。)</li> <li>・細分類5861 菓子小売業(製造小売)</li> <li>・細分類5863 パン小売業(製造小売)</li> <li>・細分類5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業(ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。)</li> </ul> </div> <p>※産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、<b>主要な経済活動によって決定する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・雇用契約を締結する前に、特定技能外国人のキャリアアップを図るための計画について書面(電磁的記録を含む)を交付/提供して説明する。</li> <li>・飲食料品製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約に係る実務経験を証明する書面(電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供すること</li> </ul>
		飲食料品製造業分野において <b>複数の作業員を指導</b> しながら作業に従事し、工程を管理する者としての <b>2年以上</b> の実務経験	
外食業	外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)及び <b>店舗経営</b>	○ <b>外食業特定技能2号技能測定試験</b> 及び <b>日本語能力試験(N3以上)</b>	<p>以下のいずれかの飲食サービス業を行う事業者</p> <p>(1)客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の飲食料品をその場で飲食させる飲食サービス業 (例:食堂、レストラン、料理店等の飲食店、喫茶店等)</p> <p>(2)飲食することを目的とした設備を事業所内に有さず、客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する持ち帰り飲食サービス業(例:持ち帰り専門店等)</p> <p>(3)客の注文に応じ、事業所内で調理した飲食料品を客の求める場所に届ける配達飲食サービス業 (例:仕出し料理・弁当屋、宅配専門店、配食サービス事業所等)</p> <p>(4)客の求める場所において調理した飲食料品の提供を行う飲食サービス事業所 (例:ケータリングサービス店、給食事業所等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風俗営業法第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業所において就労させないこと</li> <li>・風俗営業法第2条第3項に規定する「接待」を行わせないこと</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・雇用契約を締結する前に、特定技能外国人のキャリアアップを図るための計画について書面(電磁的記録を含む)を交付/提供して説明する。</li> <li>・外食業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約に係る実務経験を証明する書面(電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供すること</li> </ul>
		食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、 <b>複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督</b> しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者(副店長、サブマネージャー等)としての <b>2年間の実務経験</b> (ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していないものに限る。)	

建設分野の試験、要件となる  
実務経験、スケジュール

## 技能試験の合格

- 特定技能2号評価試験  
または
- 技能検定試験



## 実務経験

建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、**工程を管理する者(班長)**としての実務経験

建設	特定技能2号評価試験	実務経験
	技能検定試験	

試験区分	3区分:土木、建築、ライフライン・設備	
試験日程・場所	2025/2月(受験案内あり)(日本各地) 2025/3月～2025/10月(受験案内なし、予定のみ)(日本各地)	
試験の言語	日本語	
実施方法	学科試験(CBT方式)、実技試験(CBT方式)	*CBT:コンピュータ・ベースド・テスト
試験内容	<b>学科</b> 試験:試験時間60分、問題数40問、4択式 <b>実技</b> 試験:試験時間40分、問題数25問、4択式	*合格基準:合計点の75%以上
試験水準	技能検定1級と同等の水準	
試験実施機関	一般社団法人 建設技能人材機構(JAC)	
申込方法	オンライン:スマホアプリ(国内)/JAC技能評価試験マイページより申し込む	
料金	2,000円 ※受験会場にて現金で集める	
テキスト	以下のURLに各区分の職長テキスト、学科テキスト、実技テキスト サンプル問題がある。各テキストは日本語のみ(ルビあり)。 <a href="https://jac-skill.or.jp/exam/">https://jac-skill.or.jp/exam/</a>	

出典:一般社団法人建設技能人材機構(JAC) HP

# 建設分野特定技能2号評価試験 サンプル問題

建設	特定技能2号評価試験	実務経験
	技能検定試験	

## 学科:建築区分

サンプル問題 建設分野特定技能2号評価試験 (学科試験)

第2問  
鉄筋と鉄筋のつなぐ部分を加熱して、軸方法に圧力をかけて接合する工法を何というか。

1. ガス圧接継手
2. 溶接継手
3. 機械式継手
4. 重ね継手

こたえ：1

## 実技:建築区分

サンプル問題 建設分野特定技能2号評価試験 (建築実技)

第1問  
住宅の壁や床、レンガやブロックを積み上げるときの接着剤などに使われる、セメントに水と砂を混ぜ合わせて作る建築材料を何というか。

1. モルタル
2. 漆喰
3. コンクリート
4. 硬質ウレタンフォーム

こたえ：1

複数の職種を含む区分ごとの試験。1つの職種ではない。

# 技能検定試験 概要

注:下記表の内容は主に各都道府県職業能力開発協会が実施する技能検定試験に係るものです。

建設	特定技能2号評価試験	実務経験
	技能検定試験	

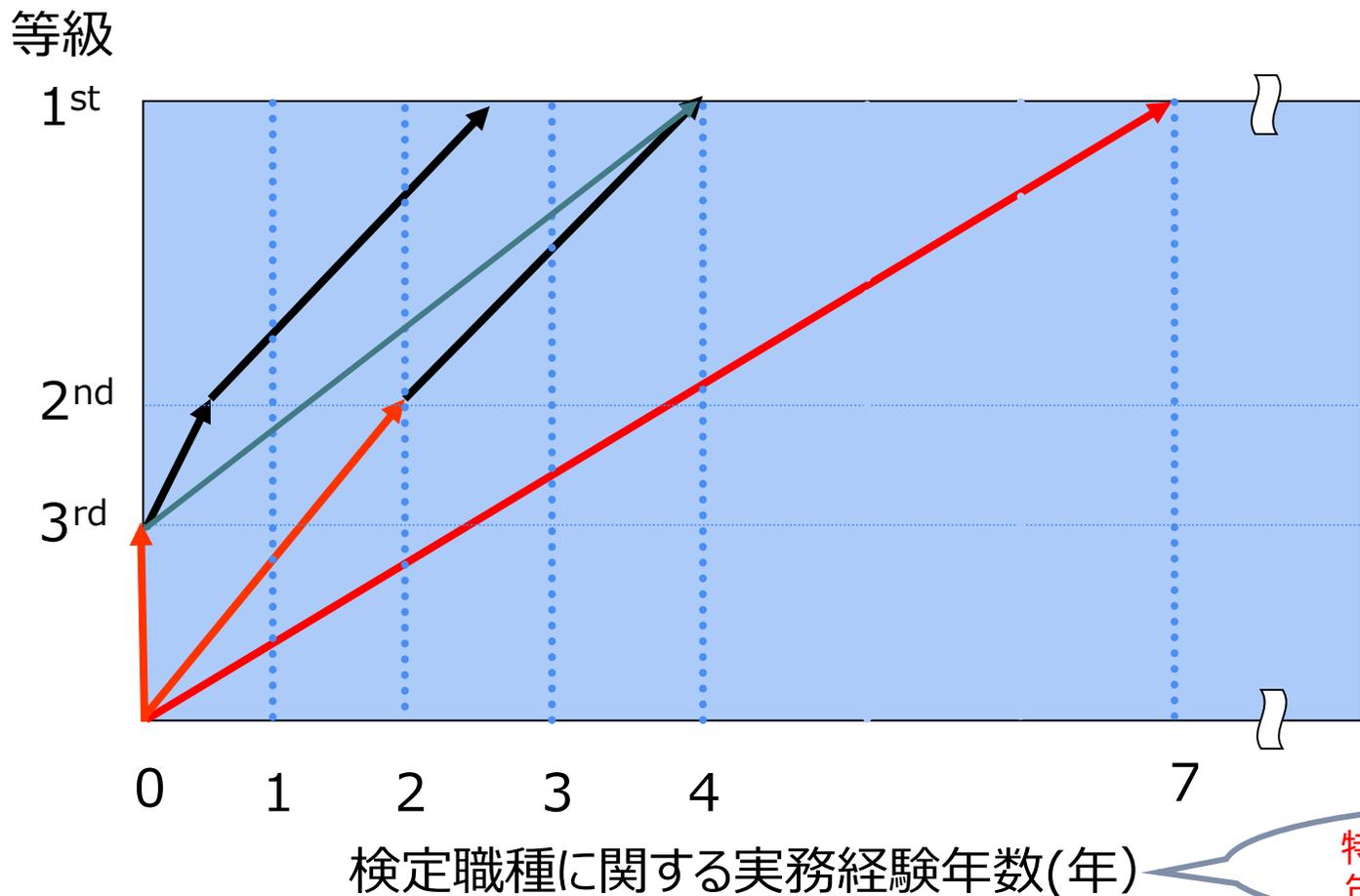
JITCO

試験区分	建設:型枠施工、コンクリート圧送施工など	
試験日程・場所	前期・後期(日本各地) ※検定職種は都道府県によって異なる	
試験の言語	日本語(ルビ等はない)	
試験内容	学科試験	実技試験 ※試験時間は職種による
	試験時間:1時間40分 問題数:50問 試験形式:真偽法(○×式)及び四肢択一法(選択式) 合格基準:100点満点として65点以上	検定職種によって①と②の両方を行う場合とどちらか一方を行う場合がある。 ①製作等作業試験 ②判断等試験、計画立案等作業試験
試験実施機関	各都道府県職業能力開発協会	
受検資格	1級:検定職種に関する実務経験7年以上(※) 単一等級:検定職種に関する実務経験3年以上(※)	※実務経験年数は職業訓練歴、学歴等により短縮される場合あり ※特定技能制度上の実務経験とは異なる。
申込方法	各都道府県職業能力開発協会から受検申請書等を取り寄せ、必要事項を記入の上、各都道府県職業能力開発協会へ郵送により行う。	
料金	検定職種ごとに各都道府県が定める。標準金額は、実技試験18,200円、学科試験3,100円	
テキスト	技能検定試験問題集や技能検定試験問題解説集(1級)がある。 <a href="https://www.koyoerc.or.jp/publication/skillcheck.html">https://www.koyoerc.or.jp/publication/skillcheck.html</a> 技能検定試験問題公開サイトにて過去問を掲載( <a href="https://www.kentei.javada.or.jp/">https://www.kentei.javada.or.jp/</a> )。JITCO教材オンラインショップにて職種別のテキストや専門用語対訳集などがある( <a href="https://onlineshop.jitco.or.jp/shopbrand/ct14/">https://onlineshop.jitco.or.jp/shopbrand/ct14/</a> )。	

令和6年度(後期)  
各都道府県実施公示状況



## 技能検定 定期実施の受検資格（実務経験年数）



受検対象者 (検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。)	特級	1級		2級	3級	単一等級
	1級合格後	2級合格後	3級合格後	3級合格後	3級(※)	
実務経験のみ	7			2	0 <sup>※5</sup>	3
専門高校卒業 <sup>※1</sup> 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業	6					1
短大・高専・高校専攻科卒業 <sup>※1</sup> 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業	5				0	0
大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く) 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業	4	2	4			
専修学校 <sup>※2</sup> または 各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	6					1
	5			0	0 <sup>※6</sup>	0
	4					0
短期課程の普通職業訓練修了	700時間以上	6			0 <sup>※7</sup>	1
普通課程の普通職業訓練修了	2800時間未満	5				
	2800時間以上	4				
専門課程または特定専門課程の高度職業訓練修了 <sup>※3</sup>		3	1	2		0
応用課程または特定応用課程の高度職業訓練修了						0
指導員養成課程の指導員養成訓練修了		1				
職業訓練指導員免許取得						
高度養成課程の指導員養成訓練修了		0		0	0	

※1：学校教育法による大学、短期大学または高等学校と同等以上と認められる外国の学校または他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。  
 ※2：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程または大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

出典：厚生労働省「令和6年度技能検定受検案内」

特定技能制度上の実務経験年数とは異なる点に注意！

★基本的には前期**または後期の年に1回**の実施

★**職種ごと**の試験

令和6年度(後期)  
各都道府県実施公示状況



★技能検定1級は、一般に、技能検定2級合格者が受検

★技能検定1級は、2級に比べて、以下の点で**難易度が高い**。

- ①作業スピード、②要求精度、③作業工程と材料特性の熟知、
- ④加工条件の判断と予測、⑤工数見積り

★2級合格者と云えども、無意識に行う作業の「くせ」を直さなければ、1級合格は困難(基本の動作・手順が大事)

★3級合格者が、直接1級を受検する場合、指導者が1級受検の経験者であることが望ましい。

# ■ 特定技能2号の試験(建設分野)

- 特定技能2号評価試験 (JAC試験) or 技能検定1級のどちらかに合格しなければならない
- 試験の特徴と企業や外国人の特性を考慮して、目指す試験を早めに絞り込むことが重要



## 特定技能2号評価試験 (JAC試験)

## 技能検定1級 (技能検定単一等級)



### 概要

- ✓ 全国のテストセンターで、毎月開催((ただし受験場所による))2号評価試験は日本国内のみ。
- ✓ 土木、建築、ライフライン・設備に関する、実技・学科のCBT方式のテスト(四肢択一方式、日本語(ルビなし))

- ✓ 都道府県職業能力開発協会で年に一度開催(職種により開催しない都道府県あり)
- ✓ 職種ごとの学科、実技による試験(日本語ルビなし)

### 試験の情報

- ✓ 各区分の職長テキスト、学科テキスト、実技テキスト、サンプル問題がある。各テキストは日本語のみ(ルビあり)。JACHPで公開。
- ✓ 17歳以上の在留資格所持者は申込ができる。(実務経験不要)
- ✓ 費用は2,000円/人(受験会場で集金)

- ✓ 問題集や問題解説集がある。技能検定試験問題公開サイトにて過去問を掲載
- ✓ 受験要件は、実務経験7年、単一等級は実務3年(※実務経験年数は職業訓練歴、学歴等により短縮される場合あり、※特定技能制度上の実務経験とは異なる。)
- ✓ 標準金額は、実技18,200円、学科3,100円。

### 特徴

- ✓ 試験の問題範囲が、幅広いため特定技能1号の仕事以外について学習が必要(職種を横断した作業内容、法令、安全管理等の知識)。
- ✓ 漢字による専門用語の語彙が求められる
- ✓ 試験頻度が多く、受験に実務経験が不要、受験料が安価。

- ✓ 企業に技能検定1級合格者がいる場合、かなり有利になる。
- ✓ 職種により実施していない都道府県があることや、受験に実務経験7年が必要。
- ✓ 実技は、企業での練習をしないと困難。

# 特定技能2号の実務経験

建設	特定技能2号評価試験	実務経験
	技能検定試験	

- 建設キャリアアップシステムによる能力評価基準の設定の有無が判断基準になる

## 職長・班長としての一定の実務経験

### 建設キャリアアップシステムによる能力評価基準の設定のある職種

- 以下URL内の表で必要な就業日数を職種ごとに確認する  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsu\\_gyo/content/001499418.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsu_gyo/content/001499418.pdf)



その上で、以下のいずれかに該当する:

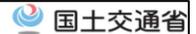
- 建設キャリアアップシステムにおけるレベル3の能力評価(レベル判定)基準を満たしている  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000040.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html)
- 建設キャリアアップシステムにおけるレベル3の能力評価(レベル判定)基準を満たしていないが、建設キャリアアップシステムに必要な就業日数及び就業履歴数が蓄積されている
- 建設キャリアアップシステムにおけるレベル3の能力評価(レベル判定)基準を満たしていない上、建設キャリアアップシステムに必要な就業日数及び就業履歴数が蓄積されていないが、経歴の証明はできる



### 建設キャリアアップシステムによる能力評価基準の設定のない職種

- 職長及び班長としての就業日数が3年(勤務日数645日)以上であること

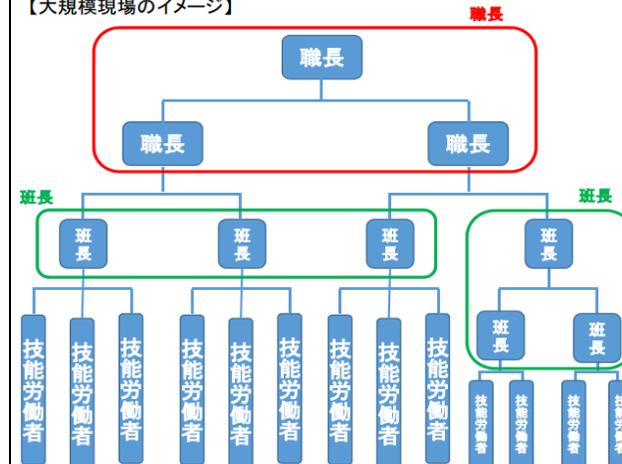
#### 職長・班長の立場の考え方



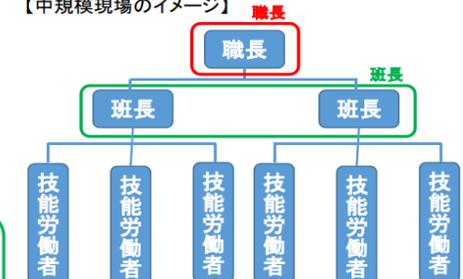
<システムに登録する技能者の立場>

- 職長：職長又は職長の直近下位に配置され複数の班を束ねる者
- 班長：職長以外の者であって、複数の班や技能労働者を束ねる者

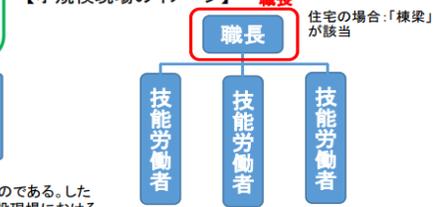
【大規模現場のイメージ】



【中規模現場のイメージ】



【小規模現場のイメージ】



※いずれも一事業者の施工体制  
 ※職長や班長という名称は、システムに登録できる「立場」の呼称として便宜的に設定されたものである。したがって、住宅現場の場合には、棟梁として従事する者を職長として登録するといったように、建設現場における職種の特性に応じた柔軟な運用が想定される。

参照：「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」、国土交通省HP

# 特定技能2号の実務経験

## 建設キャリアアップシステムによる能力評価基準の設定のある職種(例)

別表 6-8 (建設)

建設キャリアアップシステムにおける技能者登録上の職種コード (能力評価基準のある職種のみ)				必要な実務経験				特定技能 業務区分
大分類コード番号 及び大分類	小分類コード番号及び小分類 (※就業履歴の蓄積対象となる職種分類)			技能評価基準の呼称	能力評価実施団体	能力評価基準のレベル3に対応する 必要な就業日数 (職長及び班長)	能力評価基準のレベル3に対応する 必要な就業日履歴数 (職長及び班長)	
06	とび工	01	とび工	とび	日本建設躯体工事業団体連合会 日本髙工業連合会	2年 (430日) 以上	430以上	土木/建築
				橋梁	日本橋梁建設協会	1年 (215日) 以上	215以上	
				プレストレストコンクリート	プレストレスト・コンクリート工事業協会	1年 (215日) 以上	215以上	
				圧入	全国圧入協会	1年 (215日) 以上	215以上	
		06	くい打ち工	基礎ぐい工事	全国基礎工事業団体連合会 日本基礎建設協会	1年 (215日) 以上	215以上	土木/建築
				圧入	全国圧入協会	1年 (215日) 以上	215以上	
		07	土止め工	エクステリア	日本エクステリア建設業協会	1年 (215日) 以上	215以上	土木/建築
07	石工	01	石工	エクステリア	日本エクステリア建設業協会	1年 (215日) 以上	215以上	土木/建築
08	ブロック工	01	ブロック工	左官	日本左官業組合連合会	1年 (215日) 以上	215以上	建築
				エクステリア	日本エクステリア建設業協会	1年 (215日) 以上	215以上	
09	電工	01	電気工	電気工事	日本電設工業協会	1年 (215日) 以上	215以上	ライフライン・設備
		08	火災報知器据付工	消火設備	消防施設工事協会	1年 (215日) 以上	215以上	ライフライン・設備
10	鉄筋工	01	鉄筋工	鉄筋	全国鉄筋工事業協会	3年 (645日) 以上	645以上	土木/建築
				プレストレストコンクリート	プレストレスト・コンクリート工事業協会	1年 (215日) 以上	215以上	
		02	鉄筋圧接工	圧接	全国圧接業協同組合連合会	1年 (215日) 以上	215以上	建築
12	塗装工	01	塗装工	建築塗装	日本塗装工業会	1年 (215日) 以上	215以上	土木/建築
				外壁仕上	日本外壁仕上業協同組合連合会	1年 (215日) 以上	215以上	
		03	吹付塗装工	建築塗装	日本塗装工業会	1年 (215日) 以上	215以上	土木/建築
				外壁仕上	日本外壁仕上業協同組合連合会	1年 (215日) 以上	215以上	
13	溶接工	01	溶接工	基礎ぐい工事	全国基礎工事業団体連合会 日本基礎建設協会	1年 (215日) 以上	215以上	土木/建築 ライフライン・設備
				圧入	全国圧入協会	1年 (215日) 以上	215以上	
		01	運転手 (特殊)・建設機械運転工	機械土工	日本機械土工協会	1年 (215日) 以上	215以上	土木
				発破・破砕	日本発破・破砕協会	1年 (215日) 以上	215以上	
				圧入	全国圧入協会	1年 (215日) 以上	215以上	
				海上起重	日本海上起重技術協会	1年 (215日) 以上	215以上	
		02	しゅんせつ工	海上起重	日本海上起重技術協会	1年 (215日) 以上	215以上	土木
		03	コンクリートポンプ車運転工	コンクリート圧送	全国コンクリート圧送事業団体連合会	1年 (215日) 以上	215以上	土木

実務経験を  
示すタイミン  
グは入管へ  
の申請時

# ■ 特定技能2号(建設)全体スケジュール

受験時期はJITCOによるイメージです

	技能実習1号・2号			特定技能1号				
	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
JAC試験 (土木、建築、ライフライン・設備)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     特定技能2号評価試験の受験: 毎月(ただし受験場所による)                 </div>							
技能検定1級 (単一等級)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     技能検定試験の受験: 原則、年に1回                 </div>							
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     技能検定試験用の実務経験: 1級の場合、7年以上(2級合格なら2年以上)                 </div>							
特定技能制度の実務経験(日数は職種による)	建設キャリアアップシステムによる能力評価基準の設定のある職種			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     職種に応じた職長・班長としての経験                 </div>				
	建設キャリアアップシステムによる能力評価基準の設定のない職種			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     職長・班長としての経験が645日(3年以上)あること                 </div>				

受験

入管への申請

特定技能2号

飲食料品製造業、外食業分野の試験、  
要件となる実務経験、スケジュール

技能試験の合格

特定技能2号評価試験



実務経験

飲食料品製造業分野において**複数の作業員を指導**しながら作業に従事し、工程を管理する者としての**2年以上**の実務経験

飲食料品 製造業	特定技能2号 評価試験	実務 経験
-------------	----------------	----------

試験日程・場所	2025年度は計3回の予定(日本各地の試験会場) 2025/5月中旬～6月上旬、9月中旬～10月上旬(予定)、2026/1月上旬～1月下旬(予定)
試験の言語	日本語(ルビなし)
実施方法	ペーパーテスト(マークシート)方式
試験内容	学科試験35問、実技試験15問、試験時間70分、合格基準:65%以上
申込方法	オンライン:2号特定技能外国人を雇用しようとする <b>企業からの申込</b> (個人からの申込は不可)
料金	15,000円(税込)
テキスト	以下のURLに学習用テキストがある。 <a href="https://jmac-foods.com/news/1652/">https://jmac-foods.com/news/1652/</a>
留意点	<b>試験の前日までに</b> 飲食料品製造業分野において複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験(以下「管理等実務経験」)を <b>2年以上</b> 有することが必要。 試験の前日までに管理等実務経験が2年に満たない者は、試験の日から6か月以内に管理等実務経験を2年以上*有することが見込まれることが必要。 *2023年6月9日時点で飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人として日本で就労している期間が2年6か月を超えている場合は、同年6月10日以降、特定技能1号の在留期間上限の日までの日数から6か月を減じた期間

## 学科

HACCP等による一般的な衛生管理、労働安全衛生に係る知識に加え、衛生管理、品質管理、納期管理、コスト管理、従業員管理、原材料管理等管理職に必要な知識を測定する。

項目	主な内容	問題数 (問)	配点 (点)	満点 (点)
飲食料品製造業での管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全・安心な食品を作る全体像</li> <li>安全な職場環境</li> <li>作業者と管理者の違い</li> <li>管理の結果としての記録</li> </ul>	15	3	45
安全・安心な食品製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般衛生管理・HACCPについて</li> <li>生物的危害・化学的危険・物理的危険の管理</li> <li>その他の管理</li> </ul>			
安全・安心の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法</li> <li>正しい服装と手順</li> <li>労働災害</li> <li>労働災害の防止策</li> <li>安全意識</li> </ul>			
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業前・作業中・作業後の管理点</li> </ul>	20	4	80
納期管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業前・作業中・作業後の管理点</li> </ul>			
コスト管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業前・作業中・作業後の管理点</li> </ul>			
よりよい管理のために	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造の位置づけ</li> <li>食品ロスへの対応</li> <li>マネジメントシステム</li> <li>リスクアセスメント</li> <li>3Mの管理</li> <li>改善活動</li> <li>コミュニケーション</li> </ul>			
合計		35	-	125

## 実技

図やイラスト等を用いた状況設定において正しい行動等を判断する判断試験及び所定の計算式を用いて必要となる作業の計画を立案する計画立案試験等により業務上必要となる技能水準を測定する。

項目	主な内容	問題数 (問)	配点 (点)	満点 (点)
安全・安心な食品製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般衛生管理・HACCPについて</li> <li>生物的危険・化学的危険・物理的危険の管理</li> <li>その他の管理</li> </ul>	7	5	35
安全・安心の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法</li> <li>正しい服装と手順</li> <li>労働災害</li> <li>労働災害の防止策</li> <li>安全意識</li> </ul>			
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業前・作業中・作業後の管理点</li> </ul>	8	5	40
納期管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業前・作業中・作業後の管理点</li> </ul>			
コスト管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業前・作業中・作業後の管理点</li> </ul>			
合計		15	-	75



技能試験の合格

特定技能2号  
評価試験



日本語能力試験の合格

日本語能力試験  
(N3以上)



実務経験

食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者(副店長、サブマネージャー等)としての、**2年間**の実務経験

外食業

特定技能2号  
評価試験

実務  
経験

試験日程・ 場所	2025年度は計3回の予定(日本各地の試験会場) 2025/5月中旬～6月上旬、9月中旬～10月上旬(予定)、2026/1月上旬～1月下旬(予定)
試験の言語	日本語(ルビなし)
実施方法	ペーパーテスト(マークシート)方式
試験内容	学科試験35問、実技試験15問、試験時間70分、合格基準:65%以上
申込方法	オンライン:2号特定技能外国人を雇用しようとする <b>企業からの申込</b> (個人からの申込は不可)
料金	14,000円(税込)
テキスト	以下のURLに学習用テキストがある。 <a href="https://www.jfnet.or.jp/contents/gaikokujinzai/">https://www.jfnet.or.jp/contents/gaikokujinzai/</a>
留意点	<b>試験の前日までに</b> 外食業分野において複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者としての実務経験(以下「指導等実務経験」という。)を <b>2年以上</b> 有すること。試験の前日までに指導等実務経験が2年に満たない者は、試験の日から6か月以内に指導等実務経験を2年以上*有することが見込まれることが必要。 *2023年6月9日時点で外食業分野の1号特定技能外国人として日本で就労している期間が2年6か月を超えている場合は、同年6月10日以降、特定技能1号の在留期間上限の日までの日数から6か月を減じた期間

## 学科

えいせいかんり いんしょくぶつちようり せつきやくぜんばんおよ てんぽうんえい かかわ ちしき そくてい  
衛生管理、飲食物調理、接客全般及び店舗運営に係る知識を測定する。

項目	主な内容	問題数	配点
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般衛生管理に関する知識</li> <li>HACCPに関する知識</li> <li>食中毒に関する知識</li> <li>食品衛生法に関する知識 など</li> </ul>	10問	満点：40点 (@4点)
飲食物調理	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理に関する知識</li> <li>食材に関する知識</li> <li>調理機器に関する知識</li> <li>食品の流通に関する知識 など</li> </ul>	5問	満点：10点 (@2点)
接客全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>接客サービスに関する知識</li> <li>食の多様化に関する知識</li> <li>クレーム対応に関する知識</li> <li>公衆衛生に関する知識 など</li> </ul>	10問	満点：30点 (@3点)
店舗運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>計数管理に関する知識</li> <li>雇用管理に関する知識</li> <li>届出関係に関する知識 など</li> </ul>	10問	満点：40点 (@4点)
		合計 35問	合計 120点

## 実技

さぎよう けいかく りつあん けいかくりつあんしけんなど ぎょうむじょうひつよう ぎのうすいじゆん  
作業の計画を立案する計画立案試験等により業務上必要となる技能水準を測定する。

項目	主な内容	問題数			配点
		判断試験	計画立案	合計	
衛生管理	学科試験と同じ	3問	2問	5問	満点：40点 (@8点)
飲食物調理	学科試験と同じ	3問	2問	5問	満点：20点 (@4点)
接客全般	学科試験と同じ	3問	2問	5問	満点：30点 (@6点)
店舗運営	学科試験と同じ	3問	2問	5問	満点：40点 (@8点)
		計 12問	計 8問	合計 20問	合計 130点



# ■ 特定技能2号(飲食料品製造業、外食業)全体スケジュール

特定技能1号の時点から、特定技能2号を見据えた全体スケジュールの立案をしていく

受験時期はJITCOによるイメージです

	技能実習1号		技能実習2号		特定技能1号			
	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
特定技能2号 評価試験 (飲食料品製造業、外食業)								
特定技能制度 の実務経験	実務経験に含まれない			実務経験 (2年以上の管理/指導等実務経験)				
日本語能力試験 (外食業)	日本語能力試験(N3以上)の受験:年2回							

特定技能2号評価試験  
の受験:年3回  
(企業申し込み)

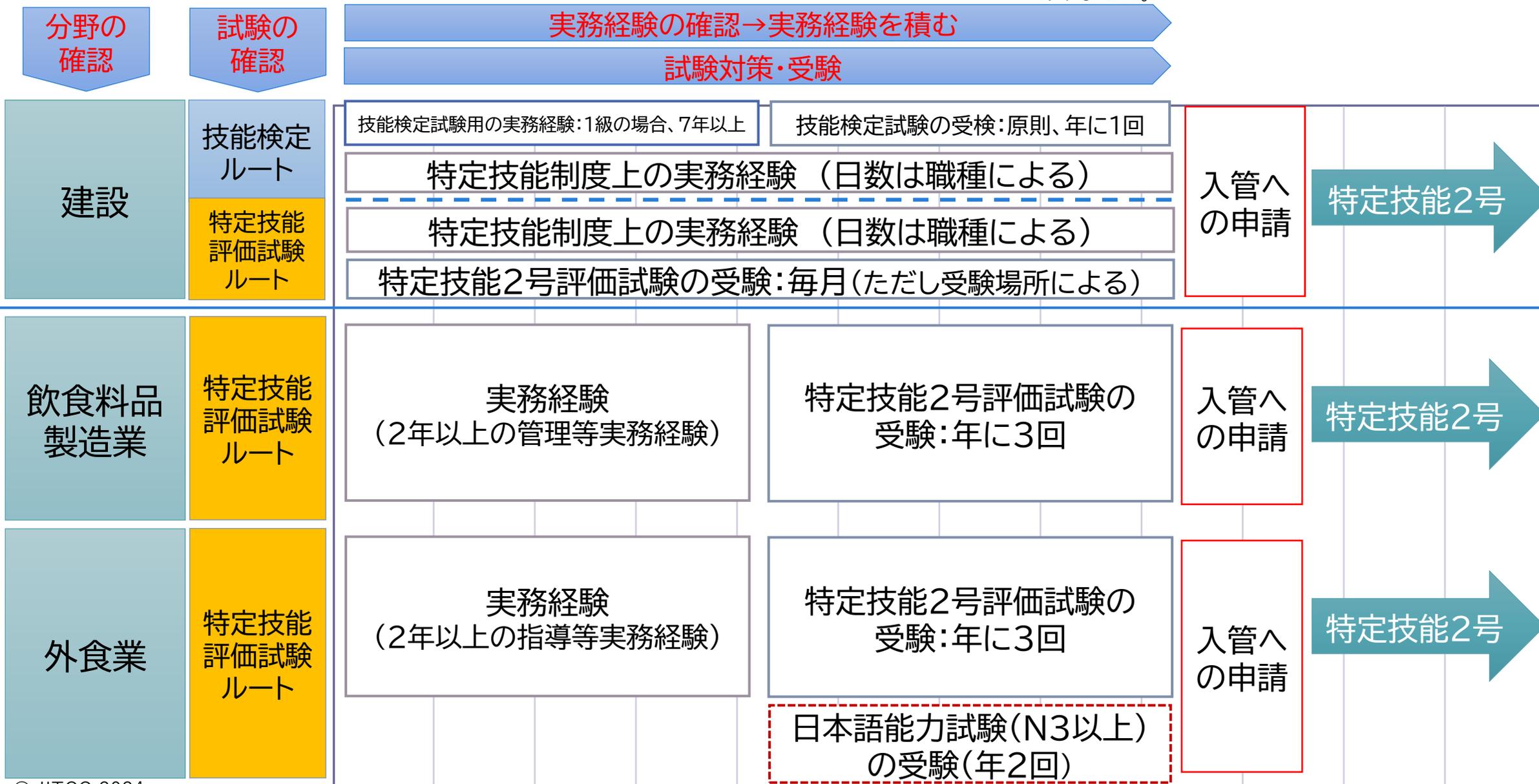
入管への申請



- 特定技能2号評価試験は企業による申し込みとなるため、個人申込はできない。
- 試験の前日までに、実務経験を満たす必要がある。技能実習、留学は、実務経験の対象とならない。
- サンプル問題は公開されていないため、学習テキストにより勉強する。

# 特定技能2号を目指す際のフロー

※以下フローは順番を表しています。  
 横幅の長さは年数や日数の長さではありません。



## 特定技能2号評価試験、技能検定試験の 学習方法、まとめ

# 「特定技能2号」試験の学習方法

- 目標を明確にして、就労する中で長期に及ぶ**学習のモチベーションを維持**していくのが重要
- 自主学習が中心となるため、企業は学習環境づくりでサポート

入国前、技能実習の段階から継続的な日本語学習やキャリア形成プランを意識づける。



## 外国人材

- **目標を立てて自主学習に励む(例:配偶者・子を日本に呼ぶ、帰国して経営者になる等)**
- 企業や登録支援機関の担当者と、受験する分野を決めて学習方法を相談する。また、学習進捗や問題点を共有する。
- 技能実習や特定技能の実習/就労中から、専門用語の漢字に慣れるなど試験対策を意識した行動をとる。  
JITCOの「オンライン日本語学習コンテンツ」を受講して日本語能力を高める。



## 企業

- 外国人材の希望する**分野の試験概要(実務経験含む)を早めに把握**して、外国人材へ概要を伝達する。費用負担の補助など合格へモチベーションを高める。
- 実務経験の取得に協力する。
- 外国人材の自主学習サポートとして、テキストの書面化、JITCO等の教材提供と専門的な指導をする。
- 外国人材を指導する従業員の育成、先行して試験の受験をさせるなど検討する。



## 登録支援機関

- 特定技能2号を目指すために、**定期的な面談の機会に目標の進捗確認**をしていく。
- 企業向けの**特定技能2号に関する説明会**を開催して、理解を促進する。
- 企業と外国人材や、企業同士の連携をはかり、JITCOのセミナー、相談を活用して効率的な受験対策として必要な情報を共有していく。
- テキストの翻訳や、通訳による母国語での指導補助を実施する。

## どのような勉強をするのですか？

- 主に就業後や休日に自主学習(youtube、e-learning、SNSでテキスト購入)をしました(3~4時間程度/日)。
- 特定技能2号を目指すグループで、理解度を確認しながら励ましあって学習しました。
- サンプル問題、過去問、テキスト、JITCOの教材(専門用語対訳集)などを何冊もノートに書き写して覚えました。
- 技能検定1級は、毎週休日に有資格者から指導を受けながら実技試験の練習をしました。



とにかくノートに書いて覚えた  
JITCOかけはし7月号特定技能2号合格者インタビューより

## 企業や登録支援機関はどのような関わり方をするのですか？

- **受験費用の全額負担**やテキストの書面化、**職長講習(全額会社負担)**に金銭的補助をしました。
- 企業による試験の申し込みや**HACCPに関する講習会**を開催し受験対策を行いました。
- **社内勉強会で直接質問する機会**をつくりました。また、先輩社員が毎週試験対策を行いました。勉強部屋として会議室の利用を周知しました。
- 技能実習生の時から、日本語能力を磨くために、文字、語彙、漢字へ振り仮名をつけるなど、読むことができるように支援しました。
- 技能検定の問題の取り寄せや、現場と試験問題で「同じ意味だが読み方の異なる専門用語」の説明を母国語で行いました。



**良好な人間関係**により、質問に対して、フィードバックができる関係が理想的



企業が、特定技能2号の試験準備や職長・班長、管理者等としての実務経験に協力することは、**外国人材の「定着促進」の要素となる可能性**があり、**将来的に優秀な外国人材の採用(友人の紹介)**につながることも考えられる。

	試験	実務経験
建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 特定技能2号評価試験または、技能検定試験いずれかの試験について企業や職種、試験機関の状況に応じて、早い段階で決めた上で学習する。</li> <li>✓ 技能検定試験実施の有無や回数を確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 建設キャリアアップシステムによる能力評価基準の設定が有る職種、無い職種かを調べて、職種を決める。</li> <li>✓ 職種に応じた証明方法で申請準備をすすめる。</li> </ul>
飲食料品製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 特定技能2号評価試験は、企業申し込みのみ、個人申込不可。</li> <li>✓ 専用テキストを利用して効率的な学習をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>試験前日</b>までに、飲食料品製造業分野において<b>複数の作業員</b>を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を<b>2年以上</b>有する。</li> </ul>
外食業	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 特定技能2号評価試験は、企業申し込みのみ、個人申込不可。</li> <li>✓ 専用テキストを利用して効率的な学習をする。</li> <li>✓ 年2回の<b>日本語能力試験（N3以上）</b>に合格。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>試験前日</b>までに、外食業分野において<b>複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等</b>を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者としての実務経験を<b>2年以上</b>有する。</li> </ul>

## 学習方法

- 分野ごとの試験、実務経験の特徴を把握、企業の協力により最新の情報を収集、出来る限り早く試験準備の学習を開始することが重要。
- 目標をたてて入国前や技能実習生から日々学習する習慣をつけて合格を目指す。

※2024年12月の内容です。

## 点検・取次、書類作成システム

- 「**特定技能2号**」申請の点検・取次サービス

詳細はこちら



在留資格「特定技能2号」での入国や在留に関する申請書類の点検・取次サービスを展開します。

### 書類作成システム

- 特定技能の書類作成に便利なJITCOサポートも**賛助会員**様は、無料でご利用いただけます。

## 日本語学習支援

- 日本語能力試験(JLPT)対策に→eTRY!(日本語eラーニング)、**JLPTオンラインハーフ模試**
- JFT-Basic(国際交流基金日本語基礎テスト)**対策に→**JFT-Basicオンライン模試**

詳細はこちら



## 技能習得支援

- 技能実習レベルアップシリーズ、職種別技能実習テキスト及び専門用語対訳集等技能の修得に役立つテキストを豊富に揃えています。

技能検定受験のための**勉強**テキストとして活用可能!

**ルビあり。**外国人材の**自習用テキスト**として活用可能!



技能実習レベルアップシリーズ



専門用語対訳集

オンラインショップはこちら



# JITCOは外国人技能実習制度・特定技能制度の総合支援機関です



JITCOは技能実習制度の養成講習機関として、監理責任者・技能実習責任者等の養成講習を実施しています。

	個別相談	セミナー
受入れ支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技能実習制度、特定技能制度に関する相談</li> <li>● 監理団体、実習実施者への訪問相談、支援</li> <li>● 職種、特定産業分野の相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技能実習制度説明会</li> <li>● 特定技能制度説明会</li> <li>● 技能実習生受入れ実務者セミナー</li> <li>● 特定技能外国人受入れ実務者セミナー 他</li> </ul>
手続き支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請書類の点検・提出</li> <li>● 地方出入国在留管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次</li> <li>● 申請書類の作成支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人材受入れセミナー(入国・在留手続と申請等取次制度について)</li> </ul>
送だし支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受入れ機関等への送出し国・送出機関に関する情報提供・相談</li> <li>● 受入れ機関等と送出し国・送出機関とのマッチング支援</li> <li>● 送出機関に対する相談支援</li> <li>● 送出機関への各種資料提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 送出機関と受入れ機関等を対象としたセミナー(ジョイントセミナーや各国事情説明会など)</li> </ul>
人材育成支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技能向上支援</li> <li>● 日本語教育支援</li> <li>● 教材・テキストの販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技能向上セミナー</li> <li>● 日本語指導担当者セミナー</li> <li>● 外国人材との「やさしい日本語」話し方セミナー</li> </ul>
実習生保護支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人技能実習生総合保険、特定技能外国人総合保険等の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法的保護情報講習への講師派遣</li> </ul>

JITCOは、会場で受講していただくセミナー以外に、事業所や自宅等で受講可能なWEB(ZOOM)セミナーも実施しています。詳細は、JITCO-HPでご確認ください。 <https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>

講義終了後・・・

・アンケートへのご協力をお願いいたします。



・ 講義に関するご質問は、**「続行」ボタンを押す**  
アンケート画面最下部にあります  
「お問い合わせフォーム」からお願いし  
ます。

ご清聴ありがとうございました

(お問い合わせ先)

JITCO実習支援部相談支援課

03-4306-1160

<https://www.jitco.or.jp/ja/jitco/contact.html>